

別表第 1 (第 3 関係)

事業区分	経 費	補助額						
<p>1 高度土地利用調整事業 (高度化支援事業実施要領別表 1 の 1 に規定する事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>土地改良区等が高度土地利用調整事業を行う場合に要する経費。ただし、各年度の経費は、次に定める額を上回らないものとする。</p>	<p>(1) 経営体育成型 (高度化支援事業実施要領別表 3 に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の 2 分の 1 (豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha 未満</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>60ha 以上 200ha 未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		対象事業の受益面積	限度額(千円)	60ha 未満	1,500	60ha 以上 200ha 未満	2,000
対象事業の受益面積	限度額(千円)							
60ha 未満	1,500							
60ha 以上 200ha 未満	2,000							
200ha 以上	4,000							
<p>の規定に基づき指定された地域、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 2 条第 1 項 (同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する過疎地域 (同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村 (同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。) を含む。)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域又は棚田地域振興法 (令和元年法律第 42 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域 (以下「中山間地域」と総称する。) において行うものにあつては、100 分の 55) に相当する額以内の額。</p> <p>(備考 1) 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、指定棚田地域、特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 54%、令和 6 年度にあつては 53%、令和 7 年度にあつては 52%、令和 8 年度にあつては 51% とする。</p> <p>(備考 2) 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 55%、令和 4 年度にあつては 55%、令和 5 年度にあつては 55%、令和 6 年度にあつては 54%、令和 7 年度にあつては 53%、令和 8 年度にあつては 52%、令和 9 年度にあつては 51% とする。</p> <p>(2) 中山間地域型 (高度化支援事業実施要領別表 3 に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 55 に相当する額以内の額</p>								

	<p>(3) 畑地帯担い手育成型、中山間地域総合整備事業及び保全高度化事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額</p> <p>(4) 機構関連事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の100分の62.5に相当する額以内の額</p>																					
<p>2 高度経営体集積促進事業(高度化支援事業実施要領別表1の2(1)に規定する事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>土地改良区等が高度経営体集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p><b>【算定式】</b> 対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－(過年度交付額)</p> <p>(aの値)</p> <table border="1" data-bbox="438 748 1222 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>a の 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)アに規定する高度経営体集積向上率</td> <td>20%未満</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>20%以上 25%未満</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>25%以上 30%未満</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td>30%以上 35%未満</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>35%以上 40%未満</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td>40%以上 45%未満</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>45%以上 50%未満</td> <td>0.036</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>0.040</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	a の 値	当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)アに規定する高度経営体集積向上率	20%未満	0.000	20%以上 25%未満	0.016	25%以上 30%未満	0.020	30%以上 35%未満	0.024	35%以上 40%未満	0.028	40%以上 45%未満	0.032	45%以上 50%未満	0.036	50%以上	0.040	<p>当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額</p>
	区 分	a の 値																				
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)アに規定する高度経営体集積向上率	20%未満	0.000																				
	20%以上 25%未満	0.016																				
	25%以上 30%未満	0.020																				
	30%以上 35%未満	0.024																				
	35%以上 40%未満	0.028																				
	40%以上 45%未満	0.032																				
	45%以上 50%未満	0.036																				
	50%以上	0.040																				

別表第1（第3関係）

事業区分	経費	補助額																														
<p>3 特定高度経営体集積促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>土地改良区等が特定高度経営体集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p>【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－（過年度交付額）</p> <p>（aの値）</p> <table border="1" data-bbox="440 510 1222 801"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>aの値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)イに規定する特定高度経営体集積率</td> <td>20%未満</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>20%以上 30%未満</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>30%以上 40%未満</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>40%以上 50%未満</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		aの値	当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)イに規定する特定高度経営体集積率	20%未満	0.000	20%以上 30%未満	0.008	30%以上 40%未満	0.012	40%以上 50%未満	0.016	50%以上	0.020	<p>当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額</p>																
区 分		aの値																														
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)イに規定する特定高度経営体集積率	20%未満	0.000																														
	20%以上 30%未満	0.008																														
	30%以上 40%未満	0.012																														
	40%以上 50%未満	0.016																														
	50%以上	0.020																														
<p>4 高度経営体集約化促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(3)に規定する事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>土地改良区等が高度経営体集約化促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p>【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－（過年度交付額）</p> <p>（aの値）</p> <table border="1" data-bbox="440 1218 1222 1704"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">aの値</th> </tr> <tr> <th>中山間地域</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)ウに規定する高度経営体集約化向上率</td> <td>15%未満</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>15%以上 20%未満</td> <td>0.016</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>20%以上 27.5%未満</td> <td>0.020</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>27.5%以上 35%未満</td> <td>0.024</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>35%以上 40%未満</td> <td>0.028</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>40%以上 45%未満</td> <td>0.032</td> <td>0.048</td> </tr> <tr> <td>45%以上 50%未満</td> <td>0.036</td> <td>0.056</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>0.040</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	aの値		中山間地域	左記以外	当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)ウに規定する高度経営体集約化向上率	15%未満	0.000	0.000	15%以上 20%未満	0.016	0.016	20%以上 27.5%未満	0.020	0.024	27.5%以上 35%未満	0.024	0.032	35%以上 40%未満	0.028	0.040	40%以上 45%未満	0.032	0.048	45%以上 50%未満	0.036	0.056	50%以上	0.040	0.060	<p>当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額</p>
区 分	aの値																															
	中山間地域	左記以外																														
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)ウに規定する高度経営体集約化向上率	15%未満	0.000	0.000																													
	15%以上 20%未満	0.016	0.016																													
	20%以上 27.5%未満	0.020	0.024																													
	27.5%以上 35%未満	0.024	0.032																													
	35%以上 40%未満	0.028	0.040																													
	40%以上 45%未満	0.032	0.048																													
	45%以上 50%未満	0.036	0.056																													
	50%以上	0.040	0.060																													

5 農業生産法人等農地集積促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(4)に規定する事業をいう。以下同じ。）

土地改良区等が農業生産法人等農地集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。

【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－（過年度交付額）

(aの値)

区 分		a の 値	
		中山間地域	左記以外
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)エに規定する経営所得安定対策加入経営体集積率	50%未満	0.000	0.000
	50%以上 55%未満	0.016	0.040
	55%以上 60%未満	0.020	0.044
	60%以上 65%未満	0.025	0.048
	65%以上 70%未満	0.030	0.052
	70%以上 75%未満	0.035	0.056
	75%以上	0.040	0.060

当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額

6 中心経営体農地集積促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(5)に規定する事業をいう。以下同じ。）

土地改良区等が中心経営体農地集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。

当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額

【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－(過年度交付額)

(aの値)

区 分		a の 値			
		中山間地域		左記以外	
			集約化加算有		集約化加算有
当該年度までにおける国の競争力強化実施要領別紙1-1第4の1(3)及び国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)に規定する中心経営体集積率	55%以上 65%未満	0.022	0.026	0.044	0.052
	65%以上 75%未満	0.028	0.034	0.052	0.068
	75%以上 85%未満	0.034	0.042	0.060	0.084
	85%以上	0.040	0.050	0.068	0.100

※ 集約化加算は、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化し、かつ、10年以上の別に定める利用権等を設定する場合に限る。

(aの値)

区 分		a の 値	
		中山間地域	左記以外
当該年度までにおける国の農山漁村実施要領別紙1-1第5の1(3)に規定する中心経営体集積率	35%以上 45%未満	0.010	0.028
	45%以上 55%未満	0.016	0.036
	55%以上 65%未満	0.022	0.044
	65%以上 75%未満	0.028	0.052
	75%以上 85%未満	0.034	0.060
	85%以上	0.040	

		(a の値)							
		区 分		a の値					
				中山間地域				左記以外	
				集約化 加算有			集約化 加算有		
当該年度 までに おける 国の 保全 高度 化実 施要 領別 紙2 第9 の8 (1) に規 定す る中 心経 営体 集積 率	55%以上 65%未満	0.022	0.026	0.044	0.052				
	65%以上 75%未満	0.028	0.034	0.052	0.068				
	75%以上 85%未満	0.034	0.042	0.060	0.084				
	85%以上	0.040	0.050	0.068	0.100				
※ 集約化加算は、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合に限る。									
7 耕地利用高度化推進事業（高度化支援事業実施要領別表1の3に規定する事業をいう。以下同じ。）	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。  【算定式】対象事業の総事業費×2%－（過年度交付額）					当該事業を行う場合に要する経費の2分の1（中山間地域において行うものにあつては、100分の55）に相当する額以内の額			

別表第2（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付申請書  1 事業計画書 (1) 高度土地利用調整事業 (2) 高度経営体集積促進事業 (3) 特定高度経営体集積促進事業 (4) 高度経営体集約化促進事業 (5) 農業生産法人等農地集積促進事業 (6) 中心経営体農地集積促進事業 (7) 耕地利用高度化推進事業  2 収支予算書	第1号  第2号 第3号 第4号 第5号 第6号  第7号 第8号 第9号	各1部	別に定める。

<p>規則第6条 第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類</p>	<p>岩手県農業経営高度化支援事業変更 (中止、廃止)承認申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>(1)高度土地利用調整事業 (2)高度経営体集積促進事業 (3)特定高度経営体集積促進事業 (4)高度経営体集約化促進事業 (5)農業生産法人等農地集積促進事業 (6)中心経営体農地集積促進事業 (7)耕地利用高度化推進事業</p> <p>2 収支予算書</p>	<p>第10号</p> <p>第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号</p>	<p>各1部</p>	<p>変更(中止、廃止)の理由が生じた日から15日以内</p>
<p>規則第13条 第1項の規定による書類</p>	<p>岩手県農業経営高度化支援事業補助金請求(精算)書</p> <p>1 事業実績書</p> <p>(1)高度土地利用調整事業 (2)高度経営体集積促進事業 (3)特定高度経営体集積促進事業 (4)高度経営体集約化促進事業 (5)農業生産法人等農地集積促進事業 (6)中心経営体農地集積促進事業 (7)耕地利用高度化推進事業</p> <p>2 収支精算書</p>	<p>第11号</p> <p>第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号</p>	<p>各1部</p>	<p>別に定める。</p>

様式第 1 号 (別表第 2 関係)

第 年 月 日 号

局長 様

市町村長 氏 名  
〔 名 称  
代表者 氏 名 〕

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付申請書

年度において、岩手県農業経営高度化支援事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円  
2 内 訳

地区名	事業区分	事業費	交付申請額	備考
		円	円	
合 計				

事業計画 (実績) 書

事業区分 高度土地利用調整事業

1 事業の目的

2 高度土地利用調整事業計画 (実績)

地区名	活動項目						
	関係農家 意向調査	土地利 用調整	農地流動 化調整	農業機械 利用再編	営農指 導	農業生 産法人 活動	その他 調査・調 整
	延日	延日	延日	延日	延日	延日	延日

3 経費の配分

(1) 総括表

事業費	負担区分				備考
	県補助金	市町村費	土地改良 区費	農業協同 組合費	
円	円	円	円	円	

(2) 内訳表

地区名	事業 主体	費目	科目		金額	使途内容	備考
			節	区分			
					円		
計							

- (注) 1 費目、科目欄には、別に定める事務費の使途基準に準じて記載すること。
- 2 使途内容欄には、当該費目に係る額の使途内容又は算出基礎を明らかになるように記載すること。
- 3 備考欄には、関係市町村名、土地改良区名及び農業協同組合名を記載すること。また、仕入に係る消費税相当額について、これまで減額した場合には「減額した額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定 (完了) 年月日 年 月 日

様式第3号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 高度経営体集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A)	高度経営体 集積向上率	交付割合 (B)	交付総額 (C)=(A)×(B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備考
円	円	円	

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第4号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 特定高度経営体集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A)	特定高度経営体集積率	交付割合 (B)	交付総額 (C)=(A)×(B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備考
円	円	円	

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第5号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 高度経営体集約化促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A)	高度経営体 集約化向上率	交付割合 (B)	交付総額 (C)=(A)×(B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備考
円	円	円	

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第 6 号 (別表第 2 関係)

事業計画 (実績) 書

事業区分 農業生産法人等農地集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画 (実績)

地 区 名	対象事業費 (A)	経営所得安定 対策加入経営 体集積率	交付割合 (B)	交付総額 (C) = (A) × (B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備 考
円	円	円	

3 事業完了予定 (完了) 年月日 年 月 日

様式第7号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 中心経営体農地集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A) 円	中心経営体集積率		交付割合 (B) %	交付総額 (C)=(A)×(B) 円
			集約化率 %		
		%	%		

過年度交付額 円	本年度交付額 円	次年度交付予定額 円	備考

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第 8 号 (別表第 2 関係)

事業計画 (実績) 書

事業区分 耕地利用高度化推進事業

1 事業の目的

2 事業計画 (実績)

地 区 名	対象事業費 (A)	事業費限度額 (B) = (A) × 2%	総事業費 (C) ≤ (B)	交付総額 (D) ≤ (C) × 1/2
	円	円	円	円

(注) 1. (C)の欄は、耕地利用高度化推進事業の総事業費を記入すること。

過年度交付額	本年度交付額	次年度以降 交付予定額	備 考
円	円	円	

3 事業完了予定 (完了) 年月日 年 月 日

様式第9号(別表第2関係)

収支予算(精算)書

地区名

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
土地改良区費				
農業協同組合費				
計				

2 支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
円	円	円	

様式第 10 号(別表第 2 関係)

第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名  
〔 名 称  
代表者 氏 名 〕

岩手県農業経営高度化支援事業変更(中止、廃止)承認申請書  
年 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県農業経営高度化支援事業の実施について、次の理由により事業を変更(中止、廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

地区名	事業区分	変更(中止、廃止)理由

(注) 関係書類は、変更前と変更後と比較対照できるように変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名  
〔 名 称  
代表者 氏 名 〕

岩手県農業経営高度化支援事業補助金請求(精算)書

年 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県農業経営高度化支援事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求(精算)します。

記

- 1 請求(精算)額 金 円  
2 内 訳

地区名	事業区分	請求(精算)額	補助金交付 決定額	前金払受領 済 額
		円	円	円
計				

(注) 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。



第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名  
( 名 称  
代表者 氏 名 )

岩手県農業経営高度化支援事業補助金前金払請求書

年 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県農業経営高度化支援事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 内 訳

地区名	事業区分	補助金交付決定額 円	前回までの 受領済額 円	今回請求額 円	差引残額 円
計					

3 理 由